運行の目的	運行の目的が臨時運行許可制度の趣旨に合致し、かつ真実性を有すると認められるかどうかを運行の経路及び運行の期間等と合せて審査		
		認可	不認可
	検査をうけることを前提とす		
1. 車検整備の ための回送	・整備、修理、架装、改造、 ・購入した自動車の引き取 ・輸入自動車の通関手続き	車検整備のため保管場所から整備工場へ回送する場合 合	・整備事業者が自己の整備に係る自動車を試運転する場合 ・無登録自動車を工場から他の工場に回送する場合 ・検査、登録を前提としないで修理するために整備 工場を変更する場合
2. 登録のための 回送	検査登録等のために行う回送		
	・新規検査	未登録自動車の検査を受ける場合 目的地は運輸支 局等	未登録自動車の納車(引渡し)を目的とする場合 (但し、買い手・譲渡先が確定している場合は許可
	・継続(分解整備)検査	車検の有効期間満了後に検査を受ける場合 目的地 は運輸支局等	できる)
	・予備検査	使用者が未定で登録はしないが検査だけ受ける場合 目的地は運輸支局等との往復	
	・再封印	自動車登録番号標の封印を紛失し再交付を受ける場 合 目的地は運輸支局等	
	· 登録番号標再交付	自動車登録番号標が紛失、盗難、毀損、識別困難と なり新たに交付を受ける場合 目的地は運輸支局等	
3. 販売のための 回送	自動車の販売を業とする者が		
	・商品自動車仕入れ	・商品自動車の販売に係る回送は、その他特に必要	不特定多数(販売相手が定まっていない状態)を対
	・販売した自動車の納車	がある場合と認められる、また車検切れ自動車を譲 渡する場合の目的は販売と認められる。	象として販売を行う場合(営業目的)には許可はで きない
	・下取車の引取り	・販売、譲渡相手が定まっていない場合でも、販売 にあたり車検登録を目的とする運行に対しては許可	
	・商品自動車の展示	できる。	
	・商品自動車の整備等	・中古自動車販売業者が自己の整備車両を特定の相 手に販売する場合は許可できる。	
4. その他	自動車の製作業者等が試験す	るための運行等、特に必要がある場合は詳細に記入	
	・試運転	自動車の製作過程におけるデータどおりの性能及び 耐久性が備わっているかを試験するための運行	商品自動車の販売、引渡しをする以前に、性能及び 整備状況(乗り心地)を確認するための走行は試運
	・試運転に伴う回送	試運転を行うテストコース等への回送	転には当たらない
	・自動車の輸出に伴う回送		
	・その他特に必要がある場合		